

石川県公報

平成24年5月18日

第12493号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告			
一般競争入札の落札者等	(水道企業課)	1	特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告	(同)	5
特定計量器の定期検査の実施	(経営支援課)	1	平成24年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新の適性試験及び講習の実施公告	(自然環境課)	6
障害者就業・生活支援センターの所在地の変更	(労働企画課)	2	土地改良事業計画の変更認可公告	(経営対策課)	7
保安林の指定の解除予定の変更	(森林管理課)	2	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	(都市計画課)	7
歳入の徴収及び支出の事務の委託	(同)	3	人事委員会 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		7
公 告					
政府調達に関する協定に係る入札公告	(管財課)	3			
特定非営利活動法人の設立認証申請公告	(県民交流課)	5			

告 示

石川県告示第254号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成24年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
水道用ポリ塩化アルミニウム(JWWA K-154:2005 塩基度55パーセントから65パーセントまで。ただし、平成24年12月から平成25年2月までの購入分は、塩基度58パーセントから65パーセントまでとする。)
930,000キログラム 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県手取川水道事務所庶務課
白山市白山町336番地
- 落札者を決定した日
平成24年3月27日
- 落札者の名称及び所在地
三谷産業イー・シー株式会社
野々市市御経塚三丁目47番地
- 落札金額
33.6円(1キログラム当たりの単価)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成24年2月14日

石川県告示第255号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)の定期検査を次のとおり実施する。

平成24年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

区 域	日 時	場 所
小松市のうち 今江小学校、粟津小学校、那谷小学校、矢田 野小学校、木場小学校、串小学校、符津小 学校、月津小学校及び日末小学校並びに松東中 学校の各通学区域	6月19日(火) (午前10時から午後3時まで) 6月20日(水) (午前10時から正午まで)	島 会 館
小松市のうち 国府小学校、芦城小学校、稚松小学校、向本 折小学校、第一小学校、安宅小学校、苗代小 学校及び蓮代寺小学校並びに板津中学校及び 中海中学校の各通学区域	6月20日(水) (午後1時30分から午後3時まで) 6月21日(木)及び22日(金) (午前10時から午後3時まで)	小 松 市 役 所 車 庫
能美市のうち 辰口地区	7月2日(月) (午後1時から午後3時まで)	能 美 市 辰 口 庁 舎
能美市のうち 根上地区及び寺井地区	7月3日(火) (午前10時から午後3時まで)	能美市根上社会福祉センター (能美市役所根上分室隣)

石川県告示第256号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第34条に規定する障害者就業・生活支援センターから、同法第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、次のとおり事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成24年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称
社会福祉法人徳充会
- 2 変更後の事務所の所在地
七尾市袖ヶ江町14番地1
- 3 変更年月日
平成24年4月1日
- 4 変更の理由
建物が手狭になったため

石川県告示第257号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項後段の規定により、保安林の指定の解除予定(平成17年石川県告示第741号)の内容を、次のとおり変更する。

平成24年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 解除予定保安林の所在場所
河北郡内灘町字大根布り251の164、251の165
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

- 1 解除予定保安林の所在場所
河北郡内灘町字大根布り251の164、251の165

- 保安林として指定された目的
保健保安林
- 解除の理由
道路用地とするため

石川県告示第258号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収及び支出の事務を委託した。

平成24年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県林業・木材産業改善資金貸付金に係る償還金の徴収事務	金沢市東蚊爪町1丁目23番1	石川県森林組合連合会	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
石川県林業・木材産業改善資金貸付金の支出事務	〃	〃	〃

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成24年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

ア 除雪トラック(路面整正装置付)7トン級4×4	1台
除雪トラック 7トン級4×4	2台
イ 凍結防止剤散布車 3トン級4×4	1台
ウ 除雪グレーダ 3.7メートル級	2台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年10月31日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 平成24年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成24年石川県告示第172号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を平成24年6月14日（木）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品を確実に納入することができるものであること。
- (2) 納入地区において、当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また、修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076 - 225 - 1262
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
平成24年6月28日（木）午前11時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）
- (4) 開札の日時及び場所
1(1)ア 平成24年6月28日（木）午後2時00分 石川県庁行政庁舎603会議室
1(1)イ 平成24年6月28日（木）午後2時30分 石川県庁行政庁舎603会議室
1(1)ウ 平成24年6月28日（木）午後3時00分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
 - 1 Snow Removal Truck (plow installed) (Operating Weight ; 7t class, 4×4 drive)
 - 2 Snow Removal Trucks (Operating Weight ; 7t class, 4×4 drive)
 - 1 Material Spreader (Operating Weight ; 3t class, 4×4 drive)
 - 2 Snow Removing Motor Graders (Blade Length ; 3.7 meters class)
- (2) Delivery date
By 31 October 2012
- (3) Delivery place
To be specified later
- (4) Time limit of tender
11:00 a.m. 28 June 2012
- (5) Contact point for the notice
Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920 - 8580 Japan TEL (076) 225 - 1262

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成24年4月27日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人未来塾・大人の学び
- 3 代表者の氏名
小澤 成一
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市粟崎町3丁目310番地2
- 5 定款に記載された目的
この法人は、市民に対して、政治、経済、社会、国際関係に関する情報を提供すべく講演会の企画、開催事業を始め、有識者と質疑応答することで、市民として必要な判断能力を育成・向上を図るとともに、自ら行動する機会を創造することによって地域社会づくりに寄与することを目的とする。

-
- 1 申請のあった年月日
平成24年5月8日
 - 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人えんがわ
 - 3 代表者の氏名
中田 八郎
 - 4 主たる事務所の所在地
能美市泉台中192番地
 - 5 定款に記載された目的
この法人は、能美市及び能美市周辺の生活支援サービス希望者を援助し、住民の安心・安全を守り、豊かな生活空間を創造することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成24年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成24年4月25日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 加賀てらす
- 3 代表者の氏名
岩本 城治
- 4 主たる事務所の所在地
加賀市山中温泉湯の本町ラ1番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、南加賀の地域で生活する高齢者が心身共に健全な生活を営むことができるよう、地域における生活支援及び相談にかかる事業を行うと共に、地域住民がいつでも文化活動に自主的に参加できる機会を提供するため、文化・芸術にかかる事業及びその支援事業を行い、もって、地域社会の福祉の増進及び文化・芸術の振興に寄与することを目的とする。

平成24年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新の適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条並びに第51条第2項及び第4項の規定により、平成24年度の狩猟免許試験並びに狩猟免許更新の適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成24年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 日時及び場所

(1) 狩猟免許試験

日 時	申 請 期 間	場 所	主な対象区域
平成24年6月28日(木) 午前10時から	平成24年5月18日(金)から 同年6月14日(木)まで	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎第1105会議室	県 全 域
平成24年9月2日(日) 午前10時から	平成24年7月23日(月)から 同年8月20日(月)まで	金沢市鞍月2丁目1番地 石川県地場産業振興センター本館	〃
平成25年2月22日(金) 午前10時から	平成25年1月11日(金)から 同年2月8日(金)まで	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎第1105会議室	〃

(2) 狩猟免許更新適性試験及び講習

日 時	申 請 期 間	場 所	主な対象区域
平成24年6月12日(火) 午後1時から	平成24年5月18日(金)から 同月29日(火)まで	輪島市三井町洲衛10部11番1 奥能登総合事務所	輪島市、珠洲市、 穴水町、能登町
平成24年7月6日(金) 午前9時から	平成24年5月25日(金)から 同年6月22日(金)まで	中能登町一青こ部19番地1 中能登町ふるさと創修館	七尾市、羽咋市、 志賀町、中能登町、 宝達志水町
平成24年7月18日(水) 午前9時から	平成24年6月6日(水)から 同年7月4日(水)まで	小松市大島町丙42番地3 小松市民センター	小松市、能美市、 川北町
平成24年7月25日(水) 午前9時から	平成24年6月13日(水)から 同年7月11日(水)まで	加賀市大聖寺南町二11-5 加賀市市民会館	加賀市
平成24年7月27日(金) 午後1時から	平成24年6月15日(金)から 同年7月13日(金)まで	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎第1105会議室	金沢市、かほく市、 津幡町、内灘町
平成24年8月1日(水) 午前9時から	平成24年6月20日(水)から 同年7月18日(水)まで	白山市白山町336番地 石川県手取川水道事務所	白山市、野々市市

平成24年9月4日(火) 午後1時から	平成24年7月24日(火)から 同年8月21日(火)まで	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎第1105会議室	県 全 域
------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-------

2 申請書等の提出先

住所地を管轄する各石川県農林総合事務所管理部

3 その他

試験、講習等についての問い合わせは、石川県環境部自然環境課又は各石川県農林総合事務所管理部へすること。

土地改良事業計画の変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成24年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事業名	認可年月日
鶴来土地改良区	非補助土地改良事業 (維持管理)	平成24年4月26日

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、かほく市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
かほく都市計画公園 (2・2・2号中町公園、2・2・6号横山第2公園、2・2・9号本町公園、2・2・10号青空公園、2・2・11号青葉公園、2・2・12号七窪公園、2・2・13号森公園、2・2・14号古宮公園、4・3・1号水辺公園)	石川県土木部都市計画課及びかほく市産業建設部都市建設課

人 事 委 員 会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月十八日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「課長」の下に「新幹線開業PR推進課長」を、「課参事」の下に「企画調整室次長」を加え、同表備考3中「課長補佐」を「企画調整室次長」及び「課長補佐」に、「課長補佐」を「企画調整室次長及び課長補佐」に改める。

別表第二県総合事務所の項中「総務課長」の下に「地域センター担当課長及び主幹」を加え、同表保健福祉センターの項中「限る。」の下に「地域支援課長(石川中央保健福祉センターに置くものに限る。)、地域センター担当課長及び主幹」を加え、同表農林総合事務所の項中「総務課長(県庁農林総合事務所に置くものに限る。)」を「課長」に、「工事管理担当課長、農業振興課長(奥能登農林総合事務所に置くものに限る。)、地域農業振興課長、農業振興課担当課長(奥能登農林総合事務所に置くものに限る。)」を「担当課長」に改め、同表土木総合事務所の項中「担

当参事、庶務課長(南加賀土木総合事務所、県央土木総合事務所及び奥能登土木総合事務所に置くものに限る。)、建築課長(南加賀土木総合事務所に置くものに限る。)、河川砂防課長(南加賀土木総合事務所及び県央土木総合事務所に置くものに限る。)、を削り、「用地課長(県央土木総合事務所(津幡土木事務所を除く。))に置くものに限る。)、維持管理課長(県央土木総合事務所(津幡土木事務所を除く。))に置くものに限る。)」を「課長」に改め、同表いしかわ子ども交流センターの項中「センター長」の下に「次長」を加え、同表農業総合研究センターの項中「農業総合研究センター」を「農林総合研究センター」に改め、「次長」の下に「農業試験場長、畜産試験場長、林業試験場長、副場長」を加え、「砂丘地農業試験場長、能登分場長」を「砂丘地農業研究センター所長、能登畜産センター所長、石川ウッドセンター所長」に改め、同表畜産総合センターの項及び林業試験場の項を削り、同表金沢城調査研究所の項中「副所長」の下に「総括担当課長」を加え、同表高等学校の項中「船長」を削り、同表備考2中「農林総合事務所の副部長」の下に「課長」を加え、「工事管理担当課長」を「担当課長」に、「及び地域調整担当次長」を「地域調整担当次長及び課長」に、「農業総合研究センター及び畜産総合センター」を「及び農林総合研究センター」に改め、同表備考3中「中央病院及び」を「県総合事務所及び保健福祉センターの地域センター担当課長及び主幹、中央病院及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第二の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。